

2024 年 6 月 1 日

各会・クラブ代表者
労山基金担当者みなさまへ

日本勤労者山岳連盟
労山山岳事故対策基金運営委員会
委員長 臼井 邦徳

労山山岳事故対策基金規定細則の改定 7 月 1 日施行について

労山基金運営委員会において、細則を改定したので、労山基金規定「附則 2. 本規定で委任を受けた事項、および委員会業務の処理に関する事項について、本規定の主旨に反しない範囲で、細則をもって定めることができる。細則は委員会が発議し、全国連盟理事会の承認をうけるものとする。」となっており、全国連盟理事会で承認を受けたので、全国の基金加入者のみなさまに改定報告を行います。施行は 2024 年 7 月 1 日とします。今回は、次の細則の改定を行います。詳細は、下記の基金改定文を参照してください。

記

複数の労山加盟団体に加入し、労山基金に複数登録している場合の山行管理の明確化

この間、複数の加盟団体に加入し、労山基金登録している加盟団体に登山計画書を提出せずに、不幸なことに死亡事故が起きてしまった。この問題は、ホームページ上の Q & A で、山行実施団体と基金登録団体に提出を求めていたが、山行実施団体のみの提出であったことから、交付すべきか否か当該団体と運営委員会で議論となった。

その結果、労山山岳事故対策基金 [山行規定] に明記し、透明性を図ることが求められ、細則に明記することとした。

現行

細則ー 2 [山行規定]

3. 個別の山行管理は、所属団体の定めにより山行計画書の提出によって行う。

改正

※追加した太字二重下線が改定部分

細則ー 2 [山行規定]

3. 個別の山行管理は、所属団体の定めにより山行計画書の提出によって行う。

なお、複数の加盟団体員となり、労山基金に登録している場合は、山行実施団体のみでなく労山基金に登録する団体に、山行計画書を提出することによって山行管理を行う。

本規定細則の改定および施行日

2024 年 5 月 23 日 日本勤労者山岳連盟理事会改定、2024 年 7 月 1 日施行とする。

以上

問い合わせ先：日本勤労者山岳連盟事務局（平日 10：00～18：00）

フリーダイヤル 0120-44-2742 Eメール：kikin@jwaf.jp